

令和4年12月27日(火)～令和5年1月13日(金)開催  
令和4年度第2回 旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料3

# 令和5年度 旭川市国民健康保険料について (諮問事項及び答申案)

---

旭川市福祉保険部  
国民健康保険課

## 諮問事項と答申の方向性

諮問事項		令和4年度	財源	令和5年度予定 激変緩和措置 (赤字解消計画) ※1	答申の方向性		
					据え置き	拡大	縮小又は廃止
1	出産育児一時金	408,000円／人 ※産科医療補償制度 掛金を含めた出産育 児一時金は420,000円	国	※赤字解消計画に記載なし 488,000円／人 ※産科医療補償制度 掛金を含めた出産育 児一時金は500,000円	①408,000円	②488,000円	/
2	基礎控除後所得167万円 以下の世帯に属する40歳 から64歳までの被保険者 数に応じた減免	減免額1,000円／人 【R4当初賦課】 ・対象16,892人 ・金額 3,378万円	一般 会計	減免額500円／人	①減免額 1,000円／人	②減免額 1,000円以上／人	③減免額 500円／人  ④廃止
3	賦課限度額	102万円 医療分 65万円 支援金分 20万円 介護分 17万円	/	※赤字解消計画に記載なし 104万円 医療分 65万円 支援金分 22万円 介護分 17万円	①102万円	②104万円 (政令基準)	/

※1 赤字解消計画…北海道国民健康保険運営方針において、保険料水準の統一に向けて、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を含む赤字のある市町村は、6年以内の赤字解消計画を策定し、計画的に赤字を解消することとされている。

## 保険料統一までの激変緩和計画

令和6年度の保険料水準の統一に向けて、低所得者層で大幅に保険料が上がることから、一般会計繰入金により平成30年度から6年間の激変緩和措置を講じている。

激変緩和計画では、市独自軽減策の縮小を行うことが検討されているところであるが、その時々々の社会情勢を十分考慮し、被保険者に対し急激な負担増が生じないよう毎年検討を重ねることとする。

### (1) 介護分保険料を減免 (財源: 一般会計)

基礎控除後所得167万円以下の世帯の介護2号被保険者にかかる介護分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額 (単位: 円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	—	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0



計画どおり推移。R5最終年度。

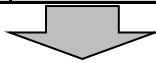
実施状況	—	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000		

### (2) 支援金分保険料を減免 (財源: 基金)

7割軽減・5割軽減の対象世帯の被保険者にかかる支援金分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額 (単位: 円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	—	500	500	500	500	500	500	0



計画どおり推移。R5最終年度。

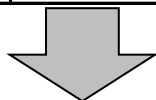
実施状況	—	500	500	500	500	500		

### (3) 18歳未満減免 (財源: 基金)

18歳未満の被保険者にかかる均等割減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免割合

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免割合	5割	3割	3割	2割	2割	1割	1割	—



R2は保険料の急激な増加への対応で5割に戻した。  
R3は国がR4から未就学児の均等割5割軽減制度の導入情報があり据え置き。

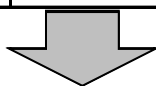
実施状況	5割	3割	3割	5割	5割	5割		

### (4) 市独自軽減 (財源: 基金)

市独自の保険料軽減を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの軽減割合 (単位: 円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
軽減割合	2割	1割	1割	—	—	—	—	—



R2は保険料の急激な増加への対応で据え置き。  
R3は賦課割合見直しに伴う単身世帯の保険料増加への対応で据え置き。

実施状況	2割	1割	1割	1割	1割	廃止	—	—

- 出産育児一時金 408,000円を, 488,000円に改定
- 産科医療補償制度の掛金(12,000円)は変更なし
- 出産育児一時金と産科医療補償制度掛金を含めた総額は, 420,000円 → 500,000円

### 1 出産育児一時金の現状

出産育児一時金とは、健康保険法に基づく保険給付として、被保険者が出産した時の経済的負担を軽減するために一定の金額が支給される制度で、その支給額は、出産費用等の状況を踏まえ弾力的な改定を実施できるよう、市町村国保においては条例で規定することになっています。

本市では、出産育児一時金40万8千円と平成21年の産科医療補償制度(病院、診療所、助産所等で条件を満たす者の管理下における特定出産事故による重度脳性麻痺の発症に対して補償金を支払うため、該当の分娩機関が加入する制度で、掛金相当額は、出産費用に上乗せして分娩機関から妊産婦に請求される。)の創設に伴い、同制度に該当する出産で、分娩者が掛金相当額を負担する場合1万2千円を加算して支給しています。

### 2 改正の必要性

国の社会保障審議会(医療保険部会)が令和4年12月にまとめた議論の整理で、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにすることと、経済的負担を理由に出産を躊躇させないことの観点から、出産育児一時金の大幅増額の方向性が示されました。

国は、健康保険法施行令及び国民健康保険条例参考例の改正により、令和5年4月1日から出産育児一時金の金額について、40万8千円から48万8千円に改正する予定となっており、これに伴い、旭川市国民健康保険条例での同様の改正が必要となるものであります。

なお、旭川市国民健康保険条例施行規則に定める産科医療補償制度に該当する出産で、分娩者が掛金相当額を負担する場合の加算額は1万2千円から変更がなかったため据え置きとなっております。

**答申案① 出産育児一時金の額**

旭川市国民健康保険における出産育児一時金の額の改定について、現行の408,000円を据え置く。

**答申案② 出産育児一時金の額**

※市の考え方

旭川市国民健康保険における出産育児一時金の額の改定について、現行の408,000円を、488,000円に引き上げる。

諮問事項2

年齢別被保険者数及び軽減対象世帯数の割合

○ 年齢別被保険者数

(単位:人)

年齢	被保険者数	構成割合
0～4歳	777	1.25%
5～9歳	1,094	1.76%
10～14歳	1,186	1.91%
15～19歳	1,363	2.19%
20～24歳	1,384	2.23%
25～29歳	1,278	2.06%
30～34歳	1,621	2.61%
35～39歳	2,281	3.67%
40～44歳	2,779	4.47%
45～49歳	3,249	5.23%
50～54歳	3,515	5.65%
55～59歳	3,658	5.88%
60～64歳	5,638	9.07%
65～69歳	11,850	19.06%
70～74歳	20,491	32.96%
合計	62,164	100.00%

※R4.11月末現在(加入状況)

○ 低所得者の軽減世帯数・被保険者数

(単位:世帯,人)

軽減割合	世帯数	構成割合	被保険者数	構成割合
7割軽減	17,710	38.95%	21,877	33.61%
5割軽減	8,000	17.60%	13,309	20.45%
2割軽減	5,395	11.87%	9,029	13.87%
軽減なし	14,358	31.58%	20,874	32.07%
市独自1割		0.00%		0.00%
合計	45,463	100.00%	65,089	100.00%

※R4年6月当初賦課時点

介護分保険料あり  
(全体の30.3%)

・全体の約7割(68.42%)が保険料軽減対象世帯

・年金収入の世帯が多いことが影響 (65歳以上の場合,年金収入が年間330万円未満で公的年金所得控除110万円あり)

・65歳から74歳までが全体の約半分(52.02%)  
・退職後に国保に加入する人が多い

旭川市の国保加入者は,年金収入(所得が低い)の単身・2人世帯が多い

## 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた介護分保険料の減免の答申案について

### 答申案① 減免額の据え置き(赤字解消計画の保留)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、赤字解消計画を一時保留し、令和5年度は減免額を令和4年度と同額の1,000円とすること。

### 答申案② 減免額の拡大(赤字解消計画の見直し)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、赤字解消計画を見直し、令和5年度は減免額を拡大すること。

### 答申案③ 減免額の縮小(赤字解消計画どおり)

※市の考え方

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められていることから、赤字解消計画どおり令和5年度は減免額を500円縮小し500円とすること。

### 答申案④ 減免制度の廃止(赤字解消計画の早期解消)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められており、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、減免制度を廃止すべきである。

諮問事項3

賦課限度額による保険料比較

○40歳夫婦  
○夫のみ給与所得

2人

限度額2万円の引き上げで、所得割料率が概ね0.03%引き下がると想定

(単位:円)

			令和5年度保険料 ※限度額据え置き				令和5年度保険料 ※限度額引き上げ				
			医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	差額
賦課総額(千円)			4,874,095	1,552,219	498,344		4,874,095	1,552,219	498,344		
所得割 (41%)			8.56	2.70	2.43		8.53	2.70	2.43		
均等割 (35%)			25,960	8,270	9,080		25,960	8,270	9,080		
平等割 (24%)			26,950	8,590	7,040		26,950	8,590	7,040		
賦課限度額			650,000	200,000	170,000	1,020,000	650,000	220,000	170,000	1,040,000	20,000
収入金額	所得金額	軽減	保険料	保険料	保険料	合計保険料	保険料	保険料	保険料	合計保険料	差額
980,000	430,000	7割	23,640	6,530	6,550	36,720	23,640	6,530	6,550	36,720	0
1,080,000	520,000	5割	47,960	14,250	14,030	76,270	47,960	14,250	14,030	76,240	-30
1,250,000			99,540			99,540	62,460			99,460	-80
1,500,000			133,760			133,760	83,780			133,600	-160
1,650,000			194,040			194,040	120,230			193,840	-200
1,971,420			221,420			221,420	137,290			221,160	-260
2,257,140			248,800			248,800	154,350			248,480	-320
2,542,850			302,060			302,060	187,200			301,680	-380
2,828,570			329,440			329,440	204,260			329,000	-440
3,114,280			356,820			356,820	221,320			356,320	-500
3,675,000			412,580			412,580	255,440			411,960	-620
4,175,000	2,900,000		290,300	91,820	85,200	467,320	466,600			466,600	-740
4,675,000	3,300,000		324,540	102,620	94,900	522,060	521,240			521,240	-860
5,175,000	3,700,000		358,780	113,420	104,600	576,800	575,880			575,880	-980
5,675,000	4,100,000		393,020	124,220	114,300	631,540	630,520			630,520	-1,100
6,175,000	4,500,000		427,260	135,020	124,000	686,280	685,160			685,160	-1,220
6,666,667	4,900,000		461,500	145,820	133,800	741,120	739,800			739,800	-1,340
7,111,111	5,300,000		495,740	156,620	143,500	795,860	794,440			794,440	-1,460
7,555,556	5,700,000		529,980	167,420	153,200	849,600	849,080			849,080	-1,580
8,000,000	6,100,000		564,220	178,220	162,900	904,340	903,720			903,720	-1,700
8,444,444	6,500,000		598,460	189,020	170,600	958,080	955,660			955,660	-1,820
8,850,000	6,900,000		632,700	199,820	170,300	1,002,820	1,000,580			1,000,580	-1,940
9,250,000	7,300,000		650,000	200,000	170,000	1,020,000	650,000	210,620	170,000	1,030,620	10,620

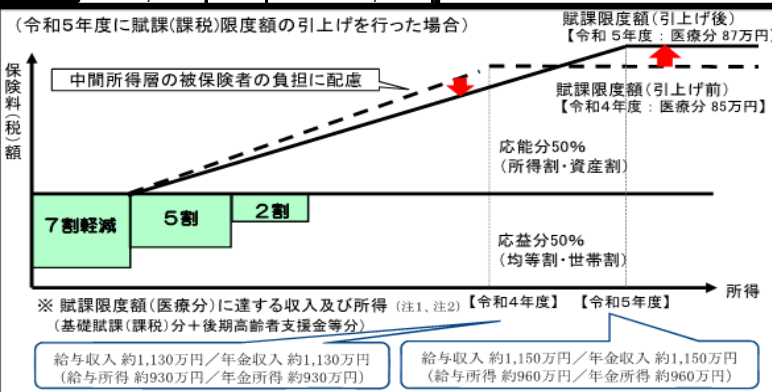
R4において賦課限度額が、国の基準額(法定)を下回っている自治体(道内主要都市)

- ・苫小牧市～医療分63万円, 支援金分19万円, 介護分17万円
- ・江別市～医療分63万円, 支援金分19万円, 介護分17万円

(中核市)

- ・金沢市～医療分63万円, 支援金分19万円, 介護分17万円
- ・寝屋川市～医療分62万円, 支援金分19万円, 介護分17万円
- ・高知市～医療分63万円, 支援金分19万円, 介護分17万円

賦課限度額を上げると、限度額超過世帯の保険料は上がりますが、その分、所得割の料率が下がるため、中間所得層の保険料が下がる効果があります。



※基礎控除額 430,000円  
 ※基礎控除後所得167万円以下介護分1人につき 500円減免  
 ※7割・5割軽減世帯1人につき 500円減免  
 ※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後) 5割減免

※基礎控除額 430,000円  
 ※基礎控除後所得167万円以下介護分1人につき 500円減免  
 ※7割・5割軽減世帯1人につき 500円減免  
 ※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後) 5割減免



**答申案① 賦課限度額の据え置き**

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要がある。ただし、コロナ禍より所得の減少が懸念されている状況の中で、直ちに法定限度額に改定することは、該当する被保険者にとって大きな負担増となることから、令和5年度は賦課限度額の合計額を現行の102万円に据え置き、令和6年度に国の定める法定限度額とすること。

**答申案② 賦課限度額の引き上げ**

※市の考え方

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があることから、支援金賦課限度額を20万円から22万円に2万円引き上げ、賦課限度額の合計額を国の定める法定限度額である104万円に引き上げること。